

各研究事業の成果 道徳，人権・同和教育，国語力

秋は研究発表会が各地で開催されています。今回は、出雲教育事務所管内で開催された中から3校の発表会を紹介いたします。各校での取組が校内にとどまらず、地域への情報発信となりますよう今後の取組にも期待しています。

道徳教育実践研究事業研究発表

「自ら成長しようとする意欲をもち、自分自身や周りの人を大切に
する子どもの育成～自信や夢をもち、自他の生命や存在の大切
さを実感できる道徳教育を通して」

出雲市立神西小学校 平成20年11月19日(水)

上記研究主題のもと、『自らを高め、成長しようとする
意欲』や『自ら学ぶ力・人と関わる力』を育て、自尊感情
を高めるための授業づくり、集団づくりを目指し、具体的
には、自他の生命や存在の大切さを実感できる授業展開、
全校縦割り班による「なかよし活動」の実践など、学校と
地域が一体となって取り組まれました。

午前は、低、中、高学年の道徳の時間が公開され、授業
研究で特に話題になったのは、総合単元的な道徳学習
を取り入れた計画的・継続的な実践 心に響き、心が動く
指導法の創意工夫という点でした。総合的な学習や他教
科等と道徳の時間をどう関連づけていくか。また、資料の
発掘や自作資料のあり方、ゲストティーチャーの活用方
法等について熱心に質問や意見が出されました。

午後は文部科学省永田繁雄教科調査官の講演で、神西
小学校での研究や新教育課程と関連させて、「これからの
道徳教育のあり方」について研修を深めることができま
した。



人権・同和教育研究発表会

「“思い”をもち、話し合い、自他を大切に判断をし、行動
ができる生徒の育成」

雲南市立大東中学校 平成20年11月21日(金)

自他を大切に判断・行動ができる生徒の育成のため、“思い”を喚起する方法と話し合いのあり方はいかにあるべきかについて、ペア・グループ学習の効果的な取り入れ方に焦点を当てた実践に取り組まれました。当日は県内外から多数の参加者がありました。

午前中は、公開授業：生徒会活動「[伝える心・聴く心]の活動及び、公開授業：道徳「集団生活の向上」(1年)、社会科「広がる社会運動～全国水平社～」(2年)、特別活動「あなたならどうする？」(2年)、「結婚差別」(3年)の授業が公開されました。

各授業研究では、「グループにおける話し合い活動が、自己の考えを深めたり、互いを高めたりするために有効であったか」等の視点に基づいて協議が深められました。

また、全体会では大阪大学大学院人間科学研究科志水宏吉教授の講演があり、すべての児童生徒に確かな学力を保障する「力のある学校」の要件等について研修を深めました。



国語力発表会

「意欲的に課題を追求し、考えや思いを進んで伝え合う子どもの育成」

雲南市立加茂小学校 平成20年12月4日(金)

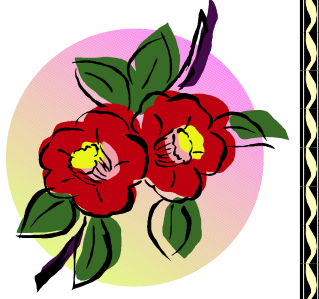
様々な情報を取り入れることにより、自己の考えを確かに持ち、互いに伝え合い、共に高まり合う子どもの姿を目指して研究実践の発表が行われました。朝は図書委員会の児童による各学級での読み聞かせから始まりました。今年度は、国語科のみではなく全教科での国語力の育成をめざし、公開授業も国語科、算数科、社会科の3教科を公開されました。授業分科会も視点を「根拠を明らかにし自分の考えを持つ力(解釈する力)」「互いの考えを尊重して言葉で伝え合う力」とし、3教科合同で行われ、自分の伝えたいことを自分の言葉で、根拠を明らかにしながら一生懸命伝えようとする児童の生き生きとした姿に、参加者は2年間の研究の成果を見ることができ、大変参考になりました。

午後からは、キャスターでエッセイストの浜尾朱美さんが「心を届ける道具～本当の声・美しい日本語～」と題して講演がありました。「自分の本当の声がその人にとって一番美しい声です。その声がまっすぐ人の心に届く声なんですよ。」など、コミュニケーションの道具の一つである言葉について、自らの経験の中から示唆に富んだお話を聞くことができました。

写真

所報 第27号

管内の教育



- 主な内容
- 1 学校教育の「活性化」をめざして
 - 2 新教育課程：平成21年度から各学校において求められること
 - 3 各研究事業の成果 道徳，人権・同和教育，国語力

出雲教育事務所
平成20年12月

平成20年度末教職員人事異動

学校教育の「活性化」をめざして

出雲教育事務所

教職員の人事異動の目的は、学校の教育活動を一層清新活潑にし、本県教育の進展に資することにあります。出雲教育事務所としても、この目的の実現に向け、平成21年度人事異動方針細則に基づき、以下の3点を基本方針として、広地域の視野に立ち、管内の学校教育の活性化をめざし、有効かつ円滑な人事異動を厳正に実施していきたいと考えています。

- 1 各校の学校経営構想並びに各市町の教育構想を尊重した広域人事の実施
 - ・各市町の人事配置構想の尊重(広域転補の実施)
 - ・各校の人事配置計画の重視
 - ・隣接市町間の人事交流の促進

管内の5市町では、それぞれの教育構想に基づき、特色ある教育諸施策の展開がなされています。地域と学校が、それぞれに担う役割を尊重し合うとともに、互いに連携を深め効果的な教育活動を推進し、心豊かでたくましい子どもを育成することが時代の要請となっています。管内の人事交流を広域化し、各市町の教育構想をふまえた学校教育の一層の活性化をめざしたいと考えます。

今年度も年度当初に、管内の全小・中学校長に自校の学校経営構想に基づく教職員人事配置計画を求めました。人事異動の実施にあたり、それぞれの学校の中長期的な展望に立った学校運営とそれに伴う人事配置計画を重視し、各校のめざす教育構想の実現に寄与する人事異動にしていく考えです。

市町村の合併により広範囲にわたる転補異動がなされています。広域人事の実施は、教育の機会均等と教育水準の維持・向上に必要であり、教育活動の刷新充実の上からも積極的に進めていきたいと考えます。

2 人事異動細則の遵守

- ・永年勤続の解消
- ・他地域勤務、へき地勤務の完全実施
(へき地とへき地外との人事交流の促進)
- ・細則解消状況の明確化(自己点検の徹底)

人事異動方針細則は、主幹教諭の異動を加えたことを除き、本年度も昨年度と変わりません。同一市町村勤務15年も従来どおり旧市町村を単位とします。永年勤続の解消については、同一校7年も含め、この数年ほぼ順調に実施されています。

「へき地勤務」並びに「他地域勤務」の趣旨や考え方については十分周知されているところですが、これまで未着手の教職員の方には細則に示された年齢に概ね達するまでに着手及び完了していただきます。また、「へき地勤務」を完了することとなる教職員については、特段の理由がない限り、次の希望者のために、へき地外学校へ異動してもらいます。「へき地勤務」等の人事の流れが淀みなく円滑に実施できるようにしたいと考えています。

いずれにしても、方針細則は、全教職員誰もが互いに遵守しなければなりません。人事の公平性を確保する上からも細則解消状況を明確にし、厳正に実施していきたいと考えています。

3 個々の赴任計画の尊重

- ・方針細則を踏まえた赴任計画の立案・実施
- ・自らの職能成長を図る多様な勤務経験の積み上げ
- ・個々の事情及び希望の考慮

「複式教育に携わってみたい」、「大規模校での勤務を経験してみたい」等々、人事異動は、個々の教職としてのあり方、生き方にも係わる事柄です。校種や規模、地域性等の異なる諸学校での多様な勤務経験の積み上げは、教職員としての資質・能力の向上と密接に関連し、ひいては日々の教育効果に色濃く反映されていきます。

それだけに、中長期的な見通しを持ち、自らの職能成長を促す適切な赴任計画を立てることが望まれます。と同時に、管理職には、教職員を育てるという観点から、個々の教職としてのライフステージに応じた的確な指導をお願いしたいと思います。また、本人の健康状態や家族の状況等、特別な事情については、可能な限りの配慮をしていきたいと考えています。ただし、妥当性を欠く自己都合はその対象とはなりません。あくまでも「公平性と妥当性」が基本であり、良識の範囲内での必要な配慮を講じていきたいと考えています。

人事交流を活性化させることで、学校教育の活性化、教職員の活性化(資質向上)につながる人事異動にしていきたいと考えています。

新教育課程：平成21年度から各学校において求められるこ

【移行期間における基本方針】

平成20年度中に改訂の趣旨を周知徹底し、平成21年度から可能なものは先行して実施します。
移行期間中に、教科書の編集・検定・採択を行い、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新しい学習指導要領を全面実施します。

【移行措置の内容】

総則や道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、平成21年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施します。

算数・数学及び理科は教材を整備して先行実施します。それに伴う教材は国が作成・配布します。

- ・ 新課程に円滑に移行できるよう、移行期間中から新課程の内容を一部前倒して実施。
- ・ 上記に伴い、小学校では総授業時数を各学年で週1コマ増。中学校は選択教科削減分に対応。

その他の教科は、学校の判断により新しい学習指導要領によることも可能です。

- ・ 但し、以下のものについては、全ての学校で先行実施となります。
 - 地図帳で指導可能な「47都道府県の名称と位置」等の指導（小学校）
 - 音楽の共通歌唱教材として指導する曲数の充実等（小・中学校）
 - 体育の授業時数の増加（小学校低学年）
- 小学校第5・6学年の外国語活動は、学校の裁量で実施可能です。（総合的な学習の時間を35時間まで充てることができます。）

算数・数学、理科は教材を整備して先行実施

【算数・数学】 算数的活動・数学的活動は、移行期間中新学習指導要領の規定によることも可能です。

| | 授 業 時 数 | 内 容 |
|------------|---|---|
| 小学校 算 数 | 平成21年度から、全学年が新課程と同じ授業時数に。 (第1学年は週4コマ、第2～6学年は週5コマ。) | 平成21年度は、現行の内容に加えて指導。 (5, 6年に削除する内容がある。) 平成22年度は、各学年に多くの加除。 参照：小学校学習指導要領p125～ |
| 中学校 数 学 | 平成21年度、第1学年が週4コマに。 平成22年度、第3学年が週4コマとなり、全学年が 新課程と同じ授業時数に。 (第1学年4コマ・第2学年3コマ・第3学年4コマ) | 平成21年度から、1・2年は新課程の内容。 平成22年度から、全学年が新課程の内容。 参照：中学校学習指導要領p131～ |

【理科】 平成21年度は、新内容の先行実施、授業時数の増があります。
特に、小学校第3・4学年、中学校第1学年は、新学習指導要領とほぼ同じ内容で実施します。

《指導計画の作成》

小・中学校 言語活動の充実を図る。
中学校 単元の順序は各学校で計画する。
各分野とも、同程度の授業時数を配当する。
ものづくりを位置付ける。

《複式学級の「A・B年度方式」年間指導計画》

授業時数は2年間トータルで実施する。
系統性のある内容は、同じ年度で実施する。
第4・6学年は未履修がないように注意する。

《新内容の理解、実験観察の把握》

新学習指導要領解説の理解を深める。
新内容に必要な観察・実験の研修を行う。
新内容の教材研究や指導方法の理解に努める。

《機器の整備》

新内容で使う実験機器を整備する。
平成元年度に実施した内容の機器が、理科準備室等
にあるかどうかを確認する。
年間指導計画の作成と連動して計画的整備を行う。

道徳、総合的な学習の時間、特別活動は直ちに先行実施

【道徳】

道徳については、新しい学習指導要領における改訂の趣旨をふまえて、全面的に先行して実施になります。その際には次の点に着眼して準備をしていくことが求められます。

目標の改善など改訂の趣旨を押さえること。

改訂の趣旨をふまえた計画を作成すること。（その際、校長の方針が明確にされること、その上で道徳教育の全体計画および道徳の時間の年間指導計画の作成が今年度中になされること）

道徳教育推進のための協力体制を確立すること。（道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に、各学校で全校の協力体制作りをどのようにするかについて、考えを深めておくこと）

道徳の時間の指導力の向上に努めること。（新学習指導要領で道徳の時間に新たに求められていること、たとえば体験活動を生かすなどの創意ある工夫、情報モラルに関する指導などについて、研修の内容などを工夫し、学ぶ機会を作っていくこと）

以上のことを、本年度より特に意識し、学校の課題等をふまえ、学校としての方針を明確にし、特色のある重点的な指導が展開できるように具体的に準備等を進めていく必要があります。

【総合的な学習の時間】

総合的な学習の時間では「探究的な学習」、すなわち、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」という問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく学習活動を計画、実施していくことが大切です。

そのために、各学校では、先行実施期間の授業時数の推移（第5, 6学年では外国語活動の実施時数との関連）を確認し、これまでの指導計画を点検して必要に応じて修正していく必要があります。その際、「目標」「育てようとする資質や能力及び態度」「内容」「学習活動」「指導方法」「学習の評価」の7点について考える必要があります。また、「目標」を定める際は、総合的な学習の時間の目標を構成する5つの要素を含むことや、「育てようとする資質や能力及び態度」は、例示されている「学習方法に関すること」「自分自身に関すること」「他者や社会とのかかわりに関すること」の3つの視点に配慮する必要があります。

今回の改訂は、「学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善する」ことがその基本方針のひとつでもあることから、各学校における総合的な学習の時間の質的充実と共に、小・中の学校段階間で取組に重複が起こらないようにするため、これまで以上に小中連携を図る必要があります。

【特別活動】

特別活動については移行措置期間はなく、平成21年度から完全に新学習指導要領による学習となります。したがって、今年度中に全体計画と、学級活動・児童会（生徒会）活動・クラブ活動（小学校のみ）・学校行事の年間指導計画を作成する必要があります。特に、以下の点に留意して作成することになります。

全体計画・年間指導計画を作成するに当たっては、学習指導要領解説特別活動編の「指導計画の作成に当たっての配慮事項」（小学校p105～、中学校p93～）によること。

全体計画・年間指導計画は、特別活動と同様に来年度から先行実施となる道徳及び総合的な学習の時間などとの関連を図りながら作成する必要がある。特に、「総合的な学習の時間における学習活動をもって学校行事の実施に替えること」の扱いについては、趣旨を踏まえ適切に計画すること。

学級活動は、いずれの学年においても示された項目すべてを取り扱うこと。中学校においては、教科担任制であることを踏まえ、年間35週以上にわたって計画し、毎週実施することとなっている。小学校についても原則は同様であるが、弾力的扱いが認められている。

学校行事については、いずれの学年においても5項目を扱うこと。

外国語活動は、学校の裁量で実施可能

【外国語活動】

今回の改訂で新設された外国語活動を実施していくためには、全教職員がその目標等について正しく理解し、協力して取り組む校内体制づくりが必要です。そのためには、外国語活動中核教員を中心に校内研修を計画的に実施し、指導計画等の作成や授業指導力、英語運用能力の向上を図っていくことが大切です。

指導計画作成に際して、各学校では2年間を通じて外国語活動の目標の実現を図るために、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定める必要があります。また、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図るための内容と、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めるための内容との二つについて、児童が外国語を初めて学習する段階であることと、それぞれの学習段階を考慮して年間指導計画等を作成し活動を実施することが大切です。平成23年度からの完全実施に円滑に移行するためには、平成21年度、22年度の外国語活動の時数（0から35時間を総合的な学習の時間から充てる）を適切に定め計画的に準備していく必要があります。